

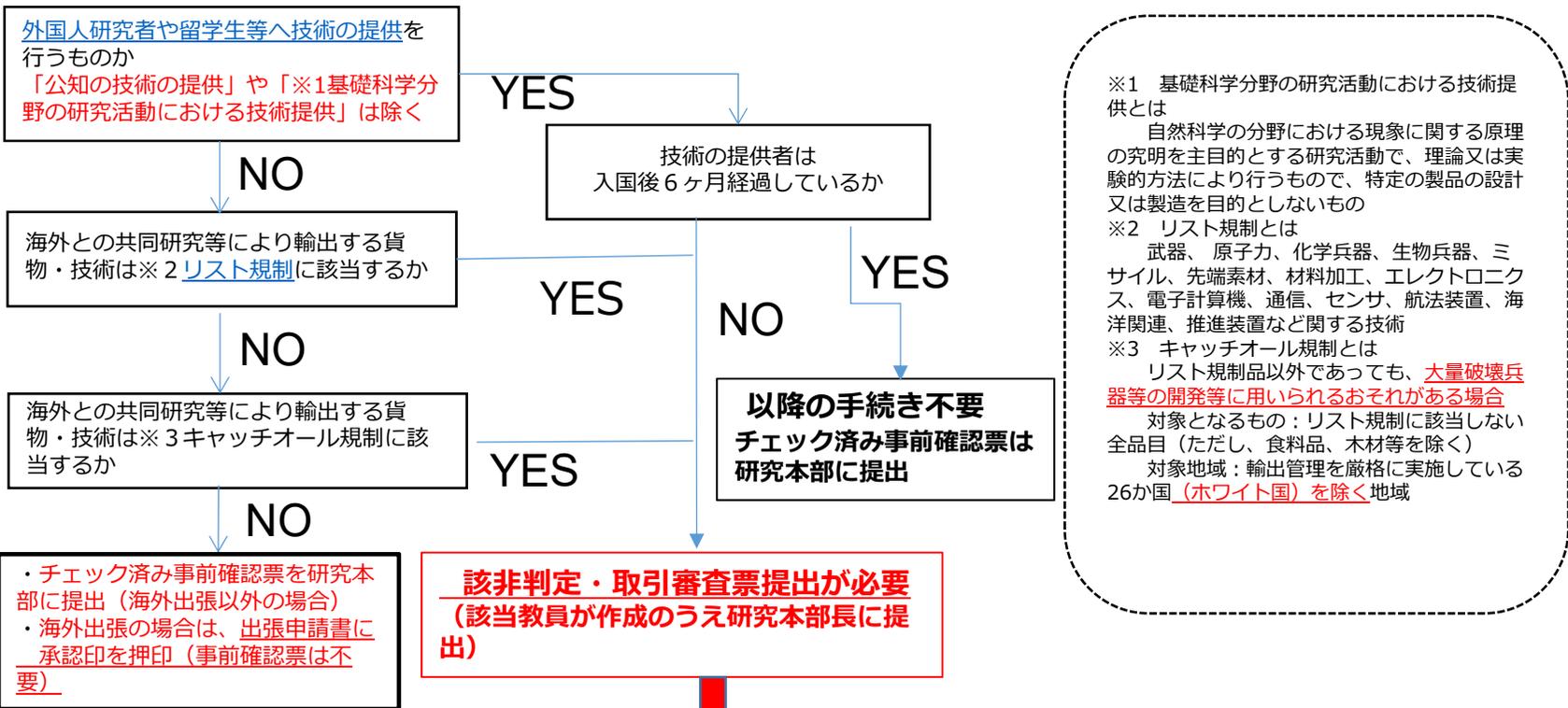
安全保障貿易学内届出フロー図 (目安としてご覧ください)

① 以下に該当する場合は事前確認票を教室長(所属長)に提出

- ・外国における技術の提供 (例: 海外での学会発表等)
- ・外国に向けて行う技術の提供 (例: 海外とのメール、電話等での技術提供)
- ・非居住者(国内に住所または居所を有しない者)への技術の提供 (例: 留学生、海外研究員の受入)
- ・非居住者へ再提供されることが明らかである居住者への技術提供
- ・外国を仕向地として貨物を送付(手荷物も含む) (例: 海外への研究試料、機器等の送付)
- ・外国へ送付されることが明らかな国内への貨物送付



② 所属長による事前確認票チェック 該非判定・取引審査票の要否を判断



③ 該非判定・取引審査票を審査(研究本部長) ⇒ 取引可否、経産省への届出要否を決定(学長)